

《注》法第8条第1項(変更)の届出で、今回、環境施設の面積及び配置の変更がない場合は、この様式の提出は要しない。

特定工場における建築面積一覧表

・施設毎に少数点以下は切り捨てること
・変更後の面積を記入すること

番号	建築物の名称	施設番号	建築面積(m ²)	建築延面積(m ²)
①	事務所		300	500
②	第1製造工場	セー1	1,500	2,000
③	第2製造工場	セー2	500	500
④	第3製造工場	セー3	1,500	2,500
⑤	組立工場	セー4	1,000	1,000
⑥	ボイラー室	セー5	100	100
⑦	研究所		900	900
⑧	倉庫		1,500	3,000
⑨	航空機部品工場	セー6	1,500	1,500
合 計			8,800	12,000